

# 特許 & 技術レポート

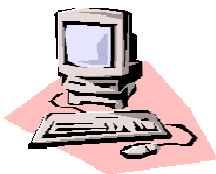
河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2014-07

.....

ハイライト：

7月1日施行の改定デザイン保護法…創作者の権利保護強化	1
LGディスプレイ、台湾の産業総合研究所との特許訴訟で「勝訴」	3
歩行者の安全を考慮する自動車安全装置の出願増加	3
カメラモジュール、10年ぶりに携帯電話のマーケティングポイントとして再浮上	4
耐摩耗性を10倍向上させたグラフェン-セラミックの複合素材を開発	5
Kaelgemvax、GV1001のバイオマーカーのPCT特許出願	6



## 特許制度

### 7月1日施行の改定デザイン保護法… 創作者の権利保護強化

特許庁は、韓国のデザイン産業の競争力強化と創造経済の具現化のために改定されたデザイン保護法を7月1日から全面施行する。

今回施行されるデザイン保護法は、△ヘーグ協定によるデザインの国際出願制度(以下「ヘーグ出願制度」)の導入、△デザイン権の存続期間延長をはじめとした創作者の権利保護強化、△デザイン出願人の便宜性を高めることを主要骨子としている。

まず「ヘーグ出願制度」とは、一つの出願書を世界知的所有権機関(WIPO)に提出すると、ヘーグ協定の加盟国に同時に  
出願される効果を与えるデザイン国際出願制度であ

る。各国ごとに出願代理人を指定する必要がなく、一つの言語で手続きを行うことができるため安価であり、登録されたデザイン権の権利関係の変動等、事後管理をWIPOを通じて一括して行うことができ、非常に便利である。個人または中小企業も積極的に海外でデザイン権を獲得することができるきっかけになるであろうと期待される。

第二に、デザイン創作者の権利保護を強化するために、デザイン権の存続期間を15年から20年に延長し、外国のデザインを变形したデザインに対する審査をさらに厳しくし、一つのデザインから派生した類似デザインについて独自の権利範囲を与えることとした。

また、出願前に公開されて登録拒絶となるデザインを救済する機会を拡大し、デザインが出願された後も、その重要な部分のみ別にして再度出願できるようにし、デザインの中核部分に対する保護を強化した。

第三に、デザインの出願手続き上の不要な要件を大幅に廃止し、出願人の便宜性を大幅に改善した。一つの出願書で100個のデザインまで一度に出願できるようにし、わずかな間違いは審査官が職権で補正して登録を受けることができるようにした。

その他にも、再審査または審判請求過程でも出願書を補正することができるようにし、不要な審査手続きを繰り返す必要なく登録を受けることができるようにした。

また、出願が取り下げられた場合、優先権主張申請料等手数料の返還対象を拡大し、不可避な事情により登録料を納付できなかった場合、そのような事情が消滅した日から2ヶ月以内に納付できるように納付期間を延長した。

商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は、「韓国の優れたデザイン能力を積極的に権利化することに焦点をおいており、特にデザイナー及び中小のデザイン企業の積極的な海外進出の機会になるであろうと期待している」と述べた。

## SWの特許保護拡大

特許として保護するソフトウェア(SW)の対象を拡大した特許庁の審査基準改定案が7月1日から施行される。文化体育観光部と一部業界の憂慮にもかかわらず、特許庁が既存の方針を守った。改定された審査基準が韓国のSW業界にどんな影響を招くか業界の耳目が集まっている。

特許庁は、出願されるSWの特許付与範囲を拡大した改定審査基準を7月1日から適用する。特許として認めるSWの範疇を従前の方法・装置・記録媒体の3つから「コンピュータプログラム」までの4つに拡大した。

業界は、著作権中心の保護を受けてきたSWが事実上特許対象になると評価している。特許庁の計画発表後、文化部や一部企業、社団法人オープンネット・スマート開発者協会等は憂慮を表明した。SWの特許として保護すれば、大手のグローバル企業から訴訟が提起される恐れがあるため、韓国企業の活動が萎縮する可能性があるという主張だ。

文化部は、韓国のSW産業の発展のために、規制が強い特許権よりも著作権の適用がよいと判断している。また、業界の意見を充分に取りまとめて、計画の再検討を特許庁に提案した。しかし、特許庁は改定の審査基準は当初の計画通り7月1日から適用する。

オープンネットとスマート開発者協会は、特許庁の審査基準の改定がSWの開発と革新にむしろ障害になると主張している。文化部と同様に開発者の意見を取りまとめて審査基準の改定を再検討するように求めている。オープンネットのある関係者は、「一つ一つ特許を付与すること自体がSWの特性に合わない」とし、「公開討論会の開催を要請し続ける計画であり、海外のオープンソース陣営の反対意見も取りまとめて公開する予定である」と述べた。

特許庁は、審査基準の改定は国民の便利性増進のためであると説明した。出願人の不満を解消し、形式的な記載要件を

緩和して、SW技術の多様な類型の特許として保護するという説明である。既に業界の意見は十分に集約しており、さらに意見を集める計画はないと付け加えた。

特許庁は、審査基準の改定により「コンピュータプログラム」は特許の保護対象に含まれず、毎年600件以上特許請求の拒絶が生じる問題を解決することを目標としている。また、コンピュータプログラムの特許対象として認めている米国、日本、欧州等主要国との調和が必要であると説明した。

特に、審査基準の改定により最も大きな影響を受ける部門はオンラインで流通するSWである。これまでCDのような記録媒体に取り込んだり各種のハードウェア(HW)に設けられたSWは特許獲得の対象であった。しかし、今回、審査基準の改定により、特許として認められるSWの範疇に「コンピュータプログラム」が含まれ、クラウド等を通じて流通するSWが特許訴訟の対象となる可能性がある。

ある専門家は、「争点はオンラインで流通するSWである」とし、「大手のグローバル企業等SWの著作者には強力な武器になり得るが、新たな開発者には大きな障害になり、事業が萎縮する可能性もある」と述べた。

一部では、政策の実効性のために国際的に通用する特許制度と歩調を合わせる必要があるという主張もある。韓国のみで認められる特許制度は大きな意味がなく、韓国特許を獲得したSWが海外でもそのまま価値を認められるように関連制度を調整しなければならないという説明である。



## 特許判例

大法院2014. 4. 30. 宣告2011HU767判決[登録無効(特)][公2014上、1159]

### 【判示事項】

[1]旧特許法第157条の20の規定趣旨及び国際特許出願の特許に対する無効事由である「国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲または図面及びその出願翻訳文に共に記載されている発明以外の発明に関して特許された場合」の意味と、「国際出願の明細書・請求の範囲または図面に記載された事項」の意味

[2]名称を「椅子の背もたれ」とする甲株式会社の特許発明に対して、乙は上記発明が旧特許法第157条の20等に該当するという理由で特許無効審判を請求したものの特許審判院が棄却審決を行った事案において、上記発明に無効事由がないとした原審判断は正当であるとした事例。

### 【判決要旨】

[1]旧特許法(1990. 1. 13. 法律第4207号で全部改定される前のもの、以下「旧特許法」という)第157条の20は、「国際

出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲または図面(以下『国際出願明細書等』という)とその出願翻訳文に共に記載されている発明以外の発明に関して特許された場合」を国際特許出願の特許に対する無効事由として定めている。この規定は、「国際出願の誤訳」という題目下で、「国際出願が正確に翻訳されていないため、該当国際出願によって許可された特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超える場合には、当該当事局の権限がある当局は、これに対して特許の範囲を遡及して限定することができ、特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超える部分に対して特許無効を宣言することができる」と規定した特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、PCT)第46条に基づいて立法されたものであって、出願人が国際出願明細書等に忠実に出願翻訳文を作成するようにし、国際出願日に提出された国際特許出願にない新たな内容を出願翻訳文に挿入できないようにすることに趣旨がある。

従って、旧特許法第157条の20で定める国際特許出願の特許に対する無効事由は、「出願翻訳文に記載された事項が国際出願明細書等に記載された事項の範囲内でない場合」を意味する。また、ここで国際出願明細書等に記載された事項とは、国際出願明細書等に明示的に記載されている事項であったり、明示的な記載がなくても、発明が属する技術分野で通常の知識を有する者であれば、出願時の技術常識に鑑みて、出願翻訳文に記載されている事項が国際出願明細書等に記載されているものと同様であると理解できる事項でなければならない。

[2]名称を「椅子の背もたれ」とする甲株式会社の特許発明に対して、乙は上記発明が旧特許法(1990.1.13.法律第4207号で全部改定される前のもの、以下「旧特許法」という)第157条の20等に該当するという理由で特許無効審判を請求したものの特許審判院が棄却審決を行った事案で、上記発明の国際出願明細書の「ganz nach hinten」が、出願翻訳文には本来の意味である「完全に後ろに」ではなく、「右側の後ろに」と誤って翻訳されてはいるものの、出願翻訳文の「右側の後ろ」も「後ろ」であることは国際出願明細書の「完全に後ろ」と同様であり、そのため、これと一つの文章をなしている「背もたれの外板が水平軸を中心に回転できる」という部分の意味が変わるのではないので、上記の誤訳にもかかわらず、出願翻訳文に基づいて特許された発明が国際出願の明細書・請求の範囲または図面に記載されていない新たなものとなることと見ることができず、上記発明に旧特許法第157条の20の無効事由がないとした原審判断は正当であるとした事例。

#### 【参照条文】

[1]旧特許法(1990.1.13.法律第4207号で全部改定される前のもの)第157条の20(現行第213条参照)

[2]旧特許法(1990.1.13.法律第4207号で全部改定される前のもの)第157条の20(現行第213条参照)

#### 【参照判例】

[1]大法院2007.2.8.宣告2005HU3130判決(公2007上、513)

## 紛争

### LGディスプレイ、台湾の産業総合研究所との特許訴訟で「勝訴」

LGディスプレイは、台湾の産業総合研究所である工業技術研究院(ITRI)と米国の裁判所で繰り広げた特許訴訟で勝訴した。

業界では、米国に輸入される製品の特許を問題として韓国のメーカーをけん制しようとした台湾の研究機関の意図が失敗に終わったものと分析している。

業界によると、米国の連邦巡回控訴裁判所は6月23日、台湾の工業技術研究院が2011年にLGディスプレイとLGディスプレイの米国法人、及びLG電子を相手に米国国際貿易委員会(ITC)に提起したTV・モニタ製品の輸入差止申請事件の控訴審で、「特許侵害の疑いがない」として原告敗訴の判決を下した。

原告である台湾側が特許侵害を主張した部分は、LCD TVとモニタ用LCDモジュールに搭載されるバックライトに関する技術である。

ITCは昨年5月の1審判決でも、「台湾側の特許侵害主張は理由がない」として被告であるLGディスプレイに軍配を上げた。

ITCに提起する輸入差止申請事件は、ITCの判決が1審、連邦控訴裁判所の判決が2審である。

これに関して、LGディスプレイの特許チームのある関係者は、「台湾の工業技術研究院のように非メーカーでありながら不純な意図を持つ団体については、今後合意を模索せず、裁判所の判決を求めるやり方で強く対応していく方針である」と述べた。

## 出願動向

### 歩行者の安全を考慮する 自動車安全装置の出願増加

最近、自動車が単に搭乗者の安全を保護する次元を超え、歩行者の安全も能動的に保護するための安全装置に関する

る技術開発が活発化している。

特許庁によると、2004～2010年まで年平均10件内外であった歩行者を保護する自動車安全装置に関する出願件数が、2011年から急増して2013年は65件に達し、2011年からこの分野の技術開発が活発になったことが分かった。

このように出願件数が急増したのは、韓国政府が2016年までに年間交通事故の死者数を2010年の40%まで減少させて、OECD加盟国中、中間レベルを維持し、特に年間歩行者の交通事故の死者数を800名以下に下げするために、能動型事故予防安全装置及び衝突時の安全対応装置の普及を支援すると共に、安全度の評価を強化しているためである。また、国連も2011年に「道路安全10カ年計画」を立てて、新車の安全度評価制度及び能動安全技術の適用拡大を推進しており、米国も2018年から生産する全ての新車に義務的に後方確認カメラを設けるようにする「児童交通安全法」の改定案を公表する等、国内外の環境変化によるものと思われる。

さらに、関連の技術開発の動向も変化しており、以前は歩行者を保護するためのエアバッグまたはボンネットのように自動車のハードウェアに関する出願が殆どであったが、最近歩行者を保護するための伝統的技術と共に、IT及びセンサ技術を新たに結びつけた歩行者の安全装置に関する出願も登場している。

このような技術のうち、歩行者が所持する携帯電話または端末機の信号を認識して歩行者を保護する技術、自動車に装着されたカメラや各種センサを用いて歩行者を保護して安全装置を動作する技術等、最新のIT及びセンサ技術を結び付けて、歩行者を能動的に保護するための技術が開発されている。

自動車審査課のキム・ウスン課長は、「自動車事故から歩行者を守ろうとする努力が最新のIT及びセンサ技術と結び付いて、既存と異なる次元で歩行者を能動的に保護する融複合技術が研究されていることは興味深い現象であり、今後さらに活発化することを期待している」と述べた。

### スマートTV用広告技術の特許出願増加

最近、スマートTVの普及率が高まるにつれ、スマートTVの視聴者のための多様なスマート広告に関する技術が注目されている。

従来の地上波放送広告は、全ての視聴者に一律的に同じコンテンツの広告を提供しなければならないという限界があり、視聴者個人個人の関心事項を効果的に反映できないという問題点を持っていた。

しかし、最近出願されているスマートTV用広告技術は、従来の広告のパラダイムを超え、広告提供のサーバーと視聴者

との間の通信を通じ、視聴者が望む広告情報を適時提供したり、サーバーで視聴者の趣向を判断して、視聴者毎に差別化されたオーダーメイド型広告を提供する類型に発展している。

また、スマートTVと視聴者のスマートフォンを連結し、放送プログラムに関する広告情報を提供する類型や、放送コンテンツに挿入された広告コンテンツを抽出したり保存しておき、ショッピングに活用する広告類型が出願されている。

特に、視聴者オーダーメイド型広告の類型の中には、クラウド環境で視聴者の行動パターンを収集して分析したり、TVに装着されるカメラを通じて視聴者を識別した後、視聴者の趣向を分析し、視聴者が望む広告を提供する技術等も出願されている。

このようなスマート広告技術のおかげで、視聴者は関心分野に対する広告のみ選別して受け取ることができ、広告放送ではないドラマ等の番組の視聴中にも俳優が着ている服等関心のある製品に関する広告情報をすぐに受け取ることができるようになると予想される。

特許庁によると、関連技術の出願は、2009年の23件から2013年は37件と増加しており、技術分野別では、サーバーと視聴者との間の通信を通じて広告情報を提供する技術の出願比率が最も高いことが分析されている。

主な特許出願人としては、漢陽大学校、v-flap、サムスン電子、LG電子及び韓国電子通信研究院等となっている。

特許庁マルチメディア放送審査チームのチョン・ボムジェチーム長は、「韓国のスマート広告市場の規模が関連の特許出願動向と共に成長し続けることが見込まれ、政府もスマート広告産業の育成政策を推進しており、今後スマート広告市場が創造経済の実現に大きく寄与するであろうと予想する」と述べた。

## 電子・半導体

### カメラモジュール、 10年ぶりに携帯電話のマーケティング ポイントとして再浮上

スマートフォンメーカー最大手のサムスン電子とアップルが、カメラの性能に集中しており、カメラモジュールの技術が改めて注目されている。

これまでスマートフォンメーカーは、アプリケーションプロセッサ(AP)とディスプレイ性能の改善に集中してきたが、最近になってカメラモジュールに関心を寄せている。サムスン電子は、ギャラクシーS5に1600万画素のカメラモジュールを採択したのに続き、ギャラクシーノート4に1200万画素の

手ブレ補正 (OIS) 機能を適用した。アップルは、iPhone6に800万～1000万画素台のCMOS238イメージセンサを使い、チップの大きさを広げて暗いところでも写真がよく撮れる等使用者の便利性に焦点を合わせている。

アップルは、スマートフォンのカメラ付加機能の改善にかなりの研究開発 (R&D) 資金を投資している。アップルは今年初めに、「整列線を含む磁石式追加レンズ」という名称の特許を登録した。この技術を活用すると、iPhoneのカメラをネジの代わりに磁石で取り付けることができるようになり、性能の拡張が可能である。iPhoneに内蔵されたレンズ及びセンサと連結できるアクセサリをさらに取り付けると、ズーム・自動焦点・ブレ補正等多様な機能を具現することができる。

また、4月にはiPhoneのカメラレンズを交換することができる特許もさらに取得した。iPhoneに挿入型マウント (レンズ交換式カメラで交換レンズを固定する部分) 機能を入れることができる技術である。来年の新モデルからこの技術を適用することが知られている。

サムスン電子・アップル等、スマートフォンメーカーがカメラモジュールをマーケティングポイントとしているのは低いコスト負担のためである。APとディスプレイは、スマートフォンのコストの30～40%を占める。性能を引き上げるのに相当の費用がかかる。最近スマートフォンの価格競争が激しくなっており、メーカーはコスト負担を考慮せざるを得なくなっている。

しかし、カメラモジュールはコスト負担率が7～8%の水準に過ぎない。カメラの性能を引き上げてスマートフォンメーカーのコスト負担が大きくない理由である。

ウェアラブル機器・事物インターネット80 (IoT270) 等スマートフォンと連動する機器が増えて、カメラを組み込むことが増えたことも影響を与えている。スマートフォンメーカーは、新成長動力の確保のために、カメラモジュールの技術開発にさらに取り込むであろうと予想される。

携帯電話のカメラが10年ぶりに再びマーケティングポイントとして浮上したことにより、カメラモジュールの産業が再度注目されている。大多数のスマートフォンの素材・部品メーカーが技術の成熟・需要鈍化で困難を来しているのに対し、カメラモジュールメーカーは比較的安定的な成長を見せている。幾つかの市場調査機関によると、去る3年間で世界のカメラモジュール市場は年平均40%の成長率を記録している。

### 耐摩耗性を10倍向上させたグラフェンセラミックの複合素材を開発

全て輸入に依存していた高価の耐摩耗性セラミック素材を国産化することができる道が開けた。

韓国セラミック技術院は、京畿道利川にある分院のチョ・ウソク/キム・ジョンヨン博士とユン・デホ成均館大教授の共同研究チームが耐摩耗性を10倍以上向上させたグラフェンセラミックの複合素材を開発したことを明らかにした。

研究チームは、機械的強度が高いグラフェン素材をセラミック素材のアルミナと複合化して新素材を開発した。既存のセラミック素材に比べ、耐摩耗性は10倍に高まり、外力により変形しない脆性は3倍に増加させた。

また、既存のプラズマの加圧焼結ではない常圧焼結工程を用いてコストを下げ、部品の大型化が可能な技術を確認した。

グラフェンセラミックの複合素材は、ディスプレイ・半導体のように高い信頼性と長い寿命が求められる高精度、極限環境製造工程用部品と静電気を防ぐ帯電防止分野に有用に使われることが予想される。

現在世界的に耐摩耗性セラミック素材として使われるジルコニアは、日本の住友や京セラ等が独占している。韓国市場も年間2500億ウォン規模に達するが、全て輸入に依存しているのが実情である。

セラミック技術院は、新たなグラフェンセラミック素材により、輸入代替の効果と共に海外市場の進出が可能になることを期待している。半導体・ディスプレイ・自動車等、韓国の主力産業の競争力向上と素材部品産業の輸出拡大に寄与するであろうと予想している。

研究の結果は、ネーチャー誌の姉妹誌サイエンティフィック・レポート誌の最近号 (6月5日オンライン版) に掲載された。

セラミック技術院は、韓国特許出願を完了し、海外の特許出願を準備している。商用化のために韓国の中企業MAX-TECHと技術移転の契約を結んだ。1年以内に試験製品が出る予定である。

開発に参加したキム・ジョンヨン博士は、「既存の耐摩耗性素材に比べ、コスト、品質の側面でメリットが多い」とし、「高価な輸入素材に代わることができるであろう」と期待している。

## 化学・金属・生命工学

### 日本の三菱化学及び物質・材料研究機構、LED蛍光体の特許訴訟で勝訴

日本の三菱化学株式会社及び独立行政法人物質・材料研究機構は、米国のIntematixが昨年三菱化学及び物質・材料研究

機構の特許の有効性を認める韓国特許審判院の審決を不服として提起した審決取消訴訟で勝訴したことを明らかにした。

2011年12月に三菱化学は、Intematixと韓国の販売会社である株式会社GVPが三菱化学及び物質・材料研究機構の赤色蛍光体に関する特許(韓国特許第816693号)を侵害したとしてソウル中央地方法院に訴訟を提起した。当時法院ではこれを認めて、今年2月に韓国への輸入及び販売を差し止める判決を下した。

これに対してIntematixは、2012年9月に韓国特許審判院に上記赤色蛍光体特許に対する無効審判を請求したが、特許審判院は昨年4月にこの請求を棄却し、特許が有効であると判断するとこれを不服として審決取消訴訟を請求した。しかし、韓国特許法院は、6月3日にこれを全面的に棄却し、特許の有効性を認める判決を下した。

韓国特許第816693号は、通称、CASN、SCASNと呼ばれる窒素化合物系の赤色蛍光体の特許であって、これを適用すると、LED照明器具、画像表示装置等で高い輝度と信頼性を得ることができるため、幅広く使用されている。この特許は、三菱化学と日本の独立行政法人物質・材料研究機構が共同で所有しており、韓国だけでなく、米国、日本、中国、台湾等でも登録されている。

三菱化学の関係者は、「今回特許法院の判断を通じ、当社の特許の有効性を再確認することになり、非常に有意義に思う」とし、「長期間にわたった研究開発により得られた赤色蛍光体特許の有効性を確信し、今後も特許侵害に対しては看過せずに対応していく計画である」と強調した。

## Kaelgemvax、 GV1001のバイオマーカーのPCT特許出願

Kaelgemvaxは、癌治療においてGV1001のバイオマーカーの立証結果で世界のPCT及び台湾出願を完了したことを明らかにした。今回のPCT出願は、バイオマーカーを究明して昨年6月に欧州出願を完了した後、全世界を対象とした出願である。

今回の特許の主な内容は、英国で行われたグローバル膵臓癌の臨床3相Telovac患者の分析結果を通じて究明されたGV1001のバイオマーカーEotaxinが膵臓癌患者の生存率に重要な影響を与えるというものである。このような研究結果は、最近米国シカゴで開かれた世界最大の臨床腫瘍学会であるASCO2014で、Telovac臨床の総責任者兼膵臓癌において世界的な権威者である英国国立癌研究センター/リバプール大学病院のJohn P. Neoptolemos教授により発表された。

Eotaxinの役割は、体の中で炎症が発生した場合、炎症が生じたところへ白血球を移動させることによって、免疫反応を誘導するサイトカインである。参考までに、白血球は、体の中に菌が侵入すると、免疫細胞を活性化し、外部より侵入した細胞から保護して炎症を短時間で治療する役割をする。

Kaelgemvaxの関係者は、「本出願によりKaelgemvaxがグローバル製薬会社と肩を並べることができる新薬開発の力を備えただけでなく、韓国のバイオ業界の筆頭企業として世界的なグローバル会社になり得る可能性を立証した」と述べた。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : http://haandha.co.kr

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : st@stpat.co.kr